

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

長崎ゆかりの作品フェア実施業務委託

2 業務の概要

別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年6月17日（火）	公募開始
令和7年7月1日（火）	参加表明書提出期限
	質問書提出期限
令和7年7月16日（水）	企画提案書提出期限
令和7年7月下旬予定	企画提案書審査、審査結果通知

4 予算額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 企画提案書の作成及び提出

（1）提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

（2）提出部数

6部（正本1部、副本5部）

（3）提出方法

持参または郵送（書留）とします。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合、長崎県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

（4）提出期限

令和7年7月16日（水）午後5時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

（5）提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課 地域文化班

TEL：095-895-2764

（6）受理の連絡

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して電話または電子メールでお知らせします。

(7) 留意事項等

- ア 企画提案書は「1者1提案」とします。
- イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません（県が補正等を求める場合を除く）。
- ウ 厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

6 質疑及び回答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、別紙質問書を電子メールで提出してください。なお、正確を期するため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

E-mail : chiiki-bunka@pref.nagasaki.lg.jp

TEL : 095-895-2764

(2) 質問受付期限

令和7年7月1日（火）午後5時まで

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答し、次に示す県のホームページに掲載します。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>

回答は、原則、令和7年7月3日（木）午後5時までにを行います。なお、説明会の開催は予定していません。

7 審査

(1) 審査の方法

- ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「1. 業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「1. 業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえ、これを決定します。
- イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で、企画提案書を提出した者を対象としたプレゼンテーション審査により行います。プレゼンテーション審査の日時・場所については、別途通知します。
- ウ 最優秀提案者は特別な理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
Ⅰ 業務内容に関する提案	①具体性	・業務の目的や内容を十分に踏まえた具体的な企画提案となっているか。	10
	②手法	・業務目的（シビックプライドの醸成、交流人口の拡大）に寄与する効果的な手法となっているか。 ・手法に創意工夫がみられるか。	20
	③開催場所	・高い効果が期待できる場所を選定しているか。	10
	④ピース文化祭との連携	・「ながさきピース文化祭 2025」との連携による効果が期待できるか提案がされているか。	5
	⑤体験型・参加型企画	・長崎ゆかりの作品や、作品の舞台となった地域に関心を持つような内容となっているか。	15
	⑥広報	・メディアの特性やターゲットに応じた効果的な広報計画となっているか。	10
	⑦成果の検証	・適切な成果指標（目標値）が複数設定されているか。	5
	⑧スケジュール	・円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっているか。	5
2 業務実績		・本業務に活かせる同種又は類似業務の実績があるか。	5
3 業務実施体制		・業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフが配置され、十分な人員体制が確保されているか。	5
4 提案金額		・価格点の算定式 満点(10 点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	10
合計			100

※審査項目ⅠからⅢまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

（計＝90点、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入）

※審査項目Ⅰ～Ⅲまでにおいて、以下に該当する場合は、その企画提案書は不採択とします。

- ・全審査委員の平均点が45点未満の場合
- ・審査内容ごとの評価において、Ⅰ項目でも審査委員の半数以上がE評価（0点）であった場合。ただし、Ⅰ－④については、任意の提案のため、当該規定は適用しません。

評 価	評 点
A（たいへん優れている）	項目の配点×1.0
B（優れている）	項目の配点×0.8
C（普通）	項目の配点×0.5
D（やや劣っている）	項目の配点×0.3
E（劣っている）	項目の配点×0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加資格等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀選定者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。

(3) 契約金額の支払いについては、完成払いとします。

(4) 交渉の相手方が、交渉の相手方と決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

9 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る）。

(3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

10 問い合わせ先

長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課 地域文化班

TEL：095-895-2764

E-mail：chiiki-bunka@pref.nagasaki.lg.jp

11 その他

(1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。また、企画提案書作成において、使用画像など著作権の権利処理が必要なものが含まれる場合は、提案者の責任のもと、適切に処理をしてください。

(3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本業務を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) この要項に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの要項に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。